

高知県安全安心まちづくり検討会設置要綱

(目的)

第1条 県民が犯罪に遭わずに安全で安心して暮らせる地域社会づくりに向けて、住民と行政が一体となって取り組むための方策を検討するため、「高知県安全安心まちづくり検討会」(以下、「検討会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討会の所掌事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 犯罪のない安全で安心なまちづくりのための条例に盛り込むべき事項に関すること。
- (2) 犯罪のない安全で安心なまちづくりのための総合的かつ基本的な事項の検討に関すること。
- (3) 犯罪のない安全で安心なまちづくりのための効果的な方策に関すること。
- (4) その他、安全で安心なまちづくりの推進について必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 検討会は、知事が委嘱する13名以内の委員で構成する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成20年3月31日までとする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会長等)

第5条 検討会に会長及び副会長を置き、会長は委員の中から互選により選出し、副会長は会長が指名する。

- 2 会長は、検討会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討会は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 検討会の庶務は、高知県文化環境部県民生活課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成18年10月10日から施行する。